

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (7) (29. 3 定)			
日 時	平成 2 9 年 1 0 月 3 日 (火)	開 議	午後 4 時 0 0 分
		散 会	午後 7 時 0 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、面野副委員長、秋元・千葉・酒井（隆行）・ 中村（吉宏）・林下・小貫・横田各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、消防長、会計管理者、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者 （選挙管理委員会事務局長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に秋元委員、林下委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高橋龍委員が林下委員に、高野委員が小貫委員に、松田委員が秋元委員に、斉藤委員が千葉委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は共産党、自民党、民進党、公明党の順といたします。

共産党。

○小貫委員

◎小規模工事の登録制度について

まず、小規模工事の登録制度から質問をいたします。

平成 26 年に、小規模企業振興基本法が制定されました。まず、この法律の目的について説明してください。

○（産業港湾）産業振興課長

法にあります目的を一部読み上げますが、「小規模企業の振興について、その基本原則、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする」とされてございます。

○小貫委員

さらにこの法律において、その小規模企業というのは、どのような企業だと定義づけられているのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

小規模企業者につきましては、おおむね常時使用する従業員の数が 20 人以下の事業者、特に商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については 5 人以下ということで定められてございます。

○小貫委員

それでは、どうやってこの小規模企業の振興について図るかというところですが、この小規模企業の振興については、どのように定められていますか。

○（産業港湾）産業振興課長

法令の中の基本原則の中におきましては、一つには経済社会情勢の変化に伴い、小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、その事業の持続的な発展が図られること。もう一つには、小規模企業者がその経営資源を有効に活用し、その活力の向上が図られ、その円滑かつ着実な事業の運営が確保されるように考慮されなければならないと定められてございます。

○小貫委員

そこで今、新たに小企業というくくりが出てきましたけれども、これについてどのような企業を指すのか説明してください。

○（産業港湾）産業振興課長

小企業者につきましては、小規模企業振興基本法の中で、おおむね常時使用する従業員の数が 5 人以下の事業者ということで定められてございます。

○小貫委員

それで、この法律が約 3 年前にできてから、その後で基本計画が定められました。それを受けて、小樽市としては、その具体化に向けてどのようなことをしているのか、説明してください。

○（産業港湾）産業振興課長

この小規模企業振興基本計画は国の計画でございますけれども、これを受けてという部分では全てではございませんが、掲げられている重点施策に関しての取り組みといたしましては、地場産品の国内外の需要の開拓の促進、あるいは産業競争力強化法に基づく小樽市、会議所、市内金融機関による創業支援体制の整備、あるいは商店街などに対する支援、こういった取り組みを行っているところでございます。

○小貫委員

そこで、以上の経過を踏まえて、本題に入りますけれども、小樽市の指名競争入札参加資格者名簿登録規則に登録されている業者数について説明してください。

○（財政）契約管財課長

平成 29 年 4 月 1 日現在でお答えさせていただきます。29 年度、30 年度での登録業者数は、建設工事で 771 件、設計等で 393 件、物品購入等で 1,149 件でございます。

○小貫委員

今紹介のあった業者数のうち、先ほど説明していただいた小規模企業振興基本法上の小企業者の数については押さえているのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

小企業者 5 人以下の事業者につきましては、残念ながら押さえてはございません。

○小貫委員

今登録しているところで押さえていないという話だったのですが、統計上の問題で市内全体では押さえていたりするのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

先ほど平成 29 年度、30 年度全体の登録者数を申したのですけれども、その中の市内業者は何件というのは押さえておりますが、さらに小企業者が何社というのは押さえてございません。

○小貫委員

そういう意味ではなくて、登録している小企業者を押さえていないというお話でしたが、事業所統計なんかで全体として何社ですと出ている数字があるのでしょうかというところなのですが。

○（産業港湾）産業振興課長

今お話がございました事業所統計の関係でございますけれども、平成 26 年が直近になるのですが、先ほどの定義でいうところの 5 人以下、こういった数字というのは区分上押さえられないというふうな現状でございます。

ただ、参考に、全事業所数が 6,090 のうち、4 人以下の事業所数につきましては 3,744 という数字になってございます。

○小貫委員

今、小規模企業振興基本法の問題で、小規模企業の振興については、小企業者の配慮ということもうたわれている中で、今聞いた話では、私は実態を押さえることがまず第一歩かなという感想を持ちました。

そこで、帯広市の場合ですけれども、50 万円以下の修繕などを発注する場合に、通常の登録制度とは別に登録制度をつくっています。小規模修繕契約希望者登録制度という制度ですが、この制度について、小樽市の現在の登録制度との違いを説明してください。

○(財政) 契約管財課長

帯広市の小規模修繕契約希望者登録制度と本市の競争入札参加資格者名簿登録との違いでございますけれども、主な違いといたしまして、登録要件でございます。帯広市の小規模修繕契約希望者登録制度におきましては、登録できる者は競争入札参加資格者名簿に登録していない者となっておりますので、小樽市は物品購入等の修繕、修繕であれば1年以上引き続き事業を営んでいるという条件が必要ですが、小規模修繕契約希望者登録であれば1年未満の業者でも市の発注が受けられるということがあります。また、小規模修繕契約希望者登録では、工事ではなく予定価格の50万円以下の修繕が対象なので、建設業に関する修繕であっても建設業の許可の有無は問わない。あと完工高、経営状況などを総合的に審査する公共工事受注に必要な経営事項審査、いわゆる経審と申しますけれども、これも不要となります。

本市におきましては、一般的な修繕、建物、建物内部や水回り、あと道路などの建設業に関する修繕、それにつきましては、公共工事に準じて、建設業の許可や経審を受けている建設工事の指名登録業者から業者選定をしておりますので、そのような違いが挙げられます。

○小貫委員

ざっくり言うと大分ハードルを下げているというところだと思うのですが、小樽市の場合、50万円以下の修繕の発注件数と金額はどのようになっているのでしょうか。

○(財政) 契約管財課長

平成28年度の数字で申し上げますと、50万円の以下の発注では1,865件で、総額2億105万394円という数字を拾っております。

○小貫委員

それで、その50万円以下の修繕のうち、上位5社による件数とこの金額の割合を示してください。

○(財政) 契約管財課長

ただいま申しました1,865件と2億100万円の中の上位5社の合計の件数が292件でありまして、パーセントで申しますと15.6%、また金額は5,679万8,219円となりまして、28.2%となっております。

○小貫委員

大体上位5社で3割前後を受けているという結果でした。

共産党としては、大分昔もこの問題を取り上げて、最近は取り上げていなかったのですが、平成15年の議会答弁では、この制度の導入について研究して判断していきたいと、このように答弁があったのですが、その後どのような研究がなされて現在に至っているのか説明してください。

○(財政) 契約管財課長

平成15年度におきまして、工事関係課職員による、6回ありましたが、ワーキンググループの中で話し合われております。

その当時の主な意見といたしまして、メリットといたしましては、未登録業者の市内零細事業者の受注機会の拡大にはつながるというメリットがございますが、ほとんどがデメリットという意見がございます。指名登録業者である市内零細企業への発注が減少する。それと質を一定に保つためには指名登録業者への発注をすべきだと。また、多くの小規模修繕は、緊急性や夜間・休日の対応が要求され、新たな業者では対応できないのではないかと。また、簡単に登録できる制度のため、質の劣る業者が多くなるおそれがあるなどといった意見があったようで、制度導入には慎重な対応が必要との結論になっております。

○小貫委員

導入に対して懸念される事項も聞こうと思ったのですが、今言ったデメリットというところが懸念事項ということで押さえていいのでしょうか。それ以外に何かありますか。

○(財政) 契約管財課長

平成 15 年の検討時の記録を見ますと、そのときの資料、14 年度の修繕料がそのときで年々減少しているという
ような記述がありまして、50 万円未満の修繕では、その資料では 2,444 件で、約 2 億 6,000 万円でした。先ほども
申しあげましたけれども、28 年度は、1,865 件の約 2 億円なので、額も件数もさらに減っている傾向でございます。

そういった状況で、修繕料の全体額が変わらないのであれば、小規模の制度を導入した場合、現行の指名登録業
者の中小零細企業の受注額が単にその小規模登録事業者へ流れるだけとなるので、そのすみ分けというか、そのよ
うなものが難しく、導入するにしても慎重に考えなければならないと思います。

また、今まで物品であれば 1 年以上、工事であれば 2 年以上の事業を営むことで、ようやく市に登録して発注を
受けることができたとする、そのような中小零細企業もいたと思います。それらの要件に関係なく、登録できる小
規模修繕契約希望者登録制度と現行の制度とのその辺の公平性、公正性などのこともあろうかと思えます。

○小貫委員

きょう、議論の前提となる一体どの程度、登録業者に小企業と言われる零細企業がいるのかというその数字のデ
ータがありませんので、きょうの議論はこれ以上なかなか進まないかなと思うのですけれども、今後、平成 15 年か
ら大きく違うのは、中小企業基本法も変わりましたし、小規模企業振興基本法もできたということもありまして、
その小規模企業振興基本法に基づく施策を、小樽市として今後どのように進めていくつもりなのか、そのあたりを
お聞かせください。

○(産業港湾) 産業振興課長

全体的な施策というふうなお話になるかと思うのですが、現在(仮称)中小企業振興基本条例制定に向けた取
り組みとしまして検討委員会を開催してございますけれども、その中で、小規模企業の位置づけ、こういったもの
についても御意見をいただくということを想定してございますので、そういったことも踏まえながら今後検討して
まいりたいというふうに考えてございます。

○小貫委員

今の小規模企業の位置づけというのは、中小企業基本法の小規模企業ということなのか、その小規模企業振興基
本法上の小企業者なのか、それはどちらなのでしょう。

○(産業港湾) 産業振興課長

まだどちらというふうな定義づけはしてございませんけれども、最近の中小企業振興基本条例の中ではそういっ
た位置づけをしている条例も見受けられますので、そういった意味におきまして、その位置づけを検討してまい
りたいということでございます。

○小貫委員

その位置づけというのは、どの位置づけなのでしょう。

○(産業港湾) 産業振興課長

中小企業の振興基本条例でありますので、中小企業というのがまず基本的にあるかと思えますので、そういった
中で小規模企業をどういうふうに位置づけるかというふうなことでございます。

○小貫委員

◎駅前広場について

駅前の広場についてということですが、8 月 20 日の新聞報道がありまして、市長と中央バスの対立の話の記事な
のですけれども、横道にそれるのですが、そこで写真の説明がありまして、JR 小樽駅前の北海道中央バスのター
ミナルという写真説明がついていたのですけれども、そのことに関連して質問しますが、まず駅前広場は市道中央
通線の一部ということよろしいでしょうか。

○（建設）用地管理課長

既存中央バス停留所から国道までの区間が市道中央通線の一部となっております。

○小貫委員

市の道路の一部という話なのですけれども、自動車ターミナル法における自動車ターミナルの定義について説明してください。

○（建設）用地管理課長

自動車ターミナル法によりますと、2両以上停留させることを目的として設置した施設であって、道路の路面その他一般交通の用に供する場所を停留場所として使用するもの以外のものとなっております。具体的には、一般に利用される道路以外の場所に建設されるものを自動車ターミナルといいます。

○小貫委員

今の説明によると、要は道路以外のところという話があったように、ターミナルではないというのが私の認識なのですが、市の見解はいかがでしょうか。

○（建設）用地管理課長

昭和 52 年ごろに市街地再開発事業を行った当初より、バス停留所として整備されており、ターミナル法で位置づけている一般に利用される道路以外の場所に建設されることに該当しないことから、市としてはバス停留所と認識しております。

○小貫委員

でも、バスターミナルと看板に書いてあるのですけれども、それで、バス停留所とターミナルというのはどう違うのだということが疑問になるのですが、それについてはいかがですか。

○（建設）用地管理課長

バス停留所は、道路用地内に占用許可を得て設置されているもので、一方、バスターミナルは、自動車ターミナル法で定めているように、2両以上停留させることを目的として、かつ一般交通の用に供する場所以外のものとなっております。

○小貫委員

今の説明だとよくわからないのですけれども、もう少しかみ砕いて説明していただけますか。

○（建設）用地管理課長

現在、小樽駅前バス停留所という扱いは、あくまでも市道の用地の一部に入っております、道路用地内ということで占用許可を出しているものでございます。一方、バスターミナルにつきましては、2両以上停留させることを目的としていながら、なお一般に利用される道路以外の場所に建設されるものを自動車ターミナルという形で言いますので、その違いとして解釈していただきたいと思えます。

○小貫委員

大体建てる場所、設置する場所とそこに何台とめるのかということだとは思いますが、そうしたらターミナルにするには、どうしたらターミナルになるのですか。

ターミナルにするということになると、要は届け出とか、そういうものが必要になると思うのですけれども、そのあたりの制度的な話を。

○（建設）用地管理課長

ターミナルという形になると、道路以外の場所に建設されるということになりますので、市の管理する場所ではなくなることがありますので、そういう意味でそういう違いがございます。

○小貫委員

それで、今説明があったように、そうしたら何で道路にターミナルをつくってはいけないのでしょうかというこ

となのですが、その辺はいかがですか。

○（建設）用地管理課長

一般道路上でターミナルをつくることについては、自動車ターミナル法の定義でございます 2 両以上停留させることは、やはり市として道路の安全性に問題が生じることから難しいものと考えております。

○小貫委員

難しいけれども、もう少しその後も続けてくれないと何となく違法なもののように聞こえてしまうので、多分建築基準法上か、道路法上だったか、私もどちらか忘れましたが、問題ないという定義がたしかあったとは思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○（建設）用地管理課長

現況の小樽駅前広場の中で、もし新たなターミナルを設置するとなると、やはり現況の狭いスペースの中では用地確保ができないという問題も生じますので、やはり難しいものと考えております。

○小貫委員

その場所でターミナルをつくってほしいとか、そういう話をしているのではなくて、いや、いいです。

それで、駅前と絡んでですけども、当初予算でなぜか突然のように、駅前の通行量調査という予算が出てきまして、これについて今の状況はどうなのでしょう。

○（建設）小南主幹

駅前周辺の交通量調査についてですが、9 月 24 日日曜日と 9 月 28 日木曜日の 2 日間、7 時から 19 時の 12 時間、車両と歩行者の交通量の調査を実施しております。実施した場所につきましては、駅前の交差点を含めて 5 カ所で行っておりまして、調査結果につきましては、今月中に取りまとめる予定となっております。

○小貫委員

まだ結果が出ていないという話なのですが、この調査を行うときに、やはり駅前が危ないのだと、交差点がという話があって、調査費をつけたような記憶があるのですけれども、それでこの調査と絡めてでもいいのですが、駅前交差点の安全性の確保について、今、今後検討していることというのは何かあるのでしょうか。

○（建設）小南主幹

今、駅前の交差点の安全の確保ということで、今の調査結果をもとに、一つとしては、歩車分離式の信号が導入できないのかということで関係機関と協議を図ってまいりたいと考えております。

○小貫委員

今、歩車分離という話もありましたけれども、調査をやっている、同時に高規格道路が余市方面に延びていて、そのうちできてしまうと。でも、できる前の通行量調査をやって、果たしてその調査が本当に活かされるのかということは、私は甚だ疑問だなと思いますので、本当は将来性の見通しも立ててきちんと予算をつけるべきだったのではないかなと思っていますところ。それは当初予算の話なので、今回はそのことに関連して次に移ります。

◎ふれあいパスについて

ふれあいパスの問題になります。

具体的な手続云々かんぬんについては、きょうはよしておきますけれども、ふれあいパスの負担について、市長にやはりしっかりと責任を果たしていただきたいと、こういうことを求めて質問したいと思います。

まず、札幌市ですが、敬老優待乗車証交付制度を実施しています。以前は、バス事業者の負担割合、たしか 20% だったと思うのですけれども、現在どうなっているのか、それについて説明してください。

○（福祉）地域福祉課長

これにつきましては、ホームページで調べましたけれども、詳細はわかりませんでした。

○小貫委員

ホームページに載っていませんでしたっけ。

○（福祉）地域福祉課長

載っていなかったと思います。

○小貫委員

私が以前見たときは、20%と載っていたのですが、バス事業者の負担をいただいているところで協力の上に成り立っている制度だと私は認識していました。

小樽市の場合は、同様に中央バスの本当に大きな協力を得て、ふれあいバスという制度を続けてきたわけですが、今回、市長が中央バスを怒らせてしまったからといって、利用者への負担増というのは私は避けなければいけないと考えているところです。しかし、だからといって何もしないというのはおかしいと。

そこで、市民の税金ですから、市の負担をふやすことについては、中央バスの市内路線が赤字だという説明があったのですが、これについては何か説明資料はいただいているのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

特に資料というものはいただいております。

○小貫委員

いただかない中で、7月に副市長がぼんち行って、わかりましたと。あとは市の全額負担でやりますということを確認してきたということなのですか。

いいです。いただけないからそういうことだろうと私は思います。

そこで、このまま市長と中央バスの関係が修復されない場合、来年度以降もまず市が全額負担という形になるのです。そうすると財源がどこから出てくるのかという話になるのですが、過疎対策事業債のソフト事業で既存街路防犯灯LED化推進事業が今年度で終わって残ると思うのですが、これを活用するという考えなのでしょうか。

○（財政）財政課長

現在の過疎対策事業債のソフト事業の部分につきましては、小貫委員の言われるとおり、既存街路防犯灯LED化推進等のための助成の関係とそしてふれあいバスと平成29年度予算は充当させていただいております。次年度以降に、この過疎対策事業債のソフト事業の適用に当たりますが、ふれあいバスの部分で次年度も活用したいというふうに考えております。

○小貫委員

それは全額ということではよろしいのですか。

○（財政）財政課長

過疎対策事業債のソフト事業分につきましては、おおむね大体2億円から2億5,000万円ぐらいの小樽市の配分という形になっております。次年度の部分につきましても、現状積算をしておりますが、大体2億円弱ぐらいの過疎対策事業債のソフト事業分が見込めますので、ふれあいバスが平成30年度にどのような事業予算になるかというのは現時点では判明していませんけれども、基本的にはふれあいバスの部分に過疎対策事業債のソフト事業分を充当したいというふうに考えております。

○小貫委員

ただ、その財源ももともと何かに充てる予定だったと思うのですが、LED化は今年度で終わりだというのは前々からわかっていた話ですので、もともとは何に充てる予定だったのですか。

○（財政）財政課長

過疎対策事業債のソフト分につきましては、産業振興とか、例えば交通通信体系の整備とか、あとは医療の確保

とか教育の充実、それらの部分に充当できる区分というのが設定されております。平成 30 年度、予算要望とかこれからいただく形になるのですけれども、その予算要望をいただいた中で、過疎対策事業債のソフト事業分として割り当てられる 2 億円弱だと思っておりますが、その事業を必要に応じてそれぞれの事業に充当するという形になりますので、現時点でふれあいパスにこれだけの過疎対策事業債を充てるとか、そういうことについては現時点では考えておりません。

○小貫委員

どちらなのだかというのがよくわからないのですけれども、ふれあいパスの市の負担が総額大体 2 億円ぐらいになりますよ。そこに 2 億円分過疎対策事業債のソフト事業分を充てるのか、従来どおりふれあいパスについては 1 億数千万円でやっておいて、ほかの事業にソフト分を充てるのか、その明確な答弁がないのですが、どちらなのか。

○（財政）財政課長

平成 29 年度につきましては、LED 化助成に全額過疎対策事業債を充当しまして、それで残った過疎対策事業債の部分をふれあいパスに充当するという手法をとっております。それで 30 年度どういう形で予算要望が出てくるかというのは当然でございますが、最初にふれあいパスの部分については、過疎対策事業債の充当を始めたのが、22 年度から毎年過疎対策事業債を充当してきておりますので、このまま推移していったとすれば、ふれあいパスに過疎対策事業債をまず充てる、そして過疎対策事業債のソフト事業分はそれ以外でも例えばあふれてくるというか、それ以上財源が確保できるような形になれば、また別の事業にも充てられる、そういうような形で充当はなっていくかというふうに考えております。

○小貫委員

そこはわかりましたけれども、でもその一つ前の質問の今年度で LED 化事業が終わるということが前々からわかっていた中で、それは多分貴重な財源ですから、どのように使おうかというのは腹づもりがあったと思うのですよね。それはもともと何だったのですかという話。次長が答えたほうがいいのではないですか。

○財政部次長

予算というよりも中期収支上で考えますと、あくまでもソフト事業分というのは財源対策という位置づけになりますので、全体の収支の中で、それがふれあいパスなのかもしれないし、それ以外の事業かもしれませんが、総枠として財源対策という形の中で使っていくというような形になります。

○小貫委員

中期見通しの話、今文句言おうと思ったけれども。

それで重要なのは、市長がどの程度今回の問題で責任を感じているかという問題なのですが、この辺については、私、予算特別委員会 1 日目で中央バスとの話し合いのことが原因の一つだということは、市長は認めたのだなという話をしましたが、それならば、どういう責任を感じているのか、今表明していただきたいと思います。

○市長

今までもる皆様から御質問があつて、この間の中央バスと市とのさまざまな調整についてお話しさせていただいておりますけれども、その調整の結果、このような形で提案をさせていただくことになったというのは事実であるというふうに思っております。

私自身は市政の執行責任者として、これについてももちろんこの上程をするとともに、今後において財政における厳しさ等もありますから、その点も踏まえながらしっかりと行っていかなければならない。それが市長としての責任の果たし方ではないかなというふうに思っているところでございます。

○小貫委員

そのしっかり行っていかなければならないというのが、具体的にどのように行動していくのかと、そこが今求め

られていると思うのですけれども、それについていかがですか。どのように具体的に行動して責任を果たしていくのかと。

○市長

今までも話をさせていただいたように、皆様、中央バスとの関係についての御心配をされているとっておりますので、中央バスにも私が機会を見て出向いてお話をさせていただきたいというふうに思っておりますし、またこの間いろいろと御指摘があった中で不適切な部分等とかもお話が出てきておりますので、それについてもしっかりと改善を図っていくこと、そして財政的にも厳しい状況でもありますので、それに対しても庁内でしっかりと検討し、改善を図っていくこと、それら総体的に含めて私自身行動していかなければならないと思っております。

○小貫委員

どう行動するのか全然わからなかったですが、先ほど中央バスの札幌の例を引き合いに出したのは、やはり御協力をいただかないとやっていけない事業だと思います。ただ、今の市の姿勢のまま協力してくださいということでは、私はとても事業者としては受け入れられないだろうというのは感じているところです。そののしっかりとした窓口をつくっていくには、市長が何らかの姿勢を示さないと、これは窓口どころか交渉も今後のふれあいパス事業の見通しも危うくなってくると。市民の税金をただ使っておいて、それを市長が何も動かない、努力をしないということでは、市民の納得は得られないということだけ申し上げて終わります。

○委員長

共産党の質疑を終わります。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○酒井（隆行）委員

それでは私から、本当は中央バスの関係について細かく聞く予定ではありましたが、これはきょうやめます。

◎ふれあいパスに係る協定書について

私からは一点だけ確認をさせていただきたいと思います。自民党の代表質問で、私が質問した内容で、協定書とふれあいパスの件についてです。協定の締結がないまま事業が進められたことについて違法性はないのかと質問をさせていただきました。これに対して市長の答弁は、小樽市ふれあいパス交付規則に基づいて実施しており、違法性はないとお答えになっておりました。

ふれあいパスの交付規則については、対象者や申請方法、有効期限、それから再交付や返還など、事業の推進に必要な事項を規定したものであって、同規則は協定書とは全く関係がなく、根拠とはなり得ないのではないかなど私は考えております。

また、先の予算特別委員会の斉藤委員の質問によって、協定書を締結せずに支払ったことは不適切との結論になりました。このことによって、私に答弁したこととの整合性がつかないのではないかなど私は考えているのですが、それについて説明をお願いしたいと思います。

○市長

代表質問における本答弁についての質問ですので、私から答弁させていただきます。

今までも御説明させていただいておりますが、当初市といたしましては、事業実施について口頭での合意がなされていたことから、ふれあいパス交付規則をよりどころとし、違法性はないものとお答えをさせていただいたところですが、9月28日の予算特別委員会におきまして、斉藤委員からの御指摘を踏まえ、改めて内部で調査し、さら

に顧問弁護士にも確認をしたところ、小樽市契約規則の適用を受ける契約であることから、ふれあいパス交付規則は契約の根拠足るものとはならず、現時点ではきちんと協定を締結した上でバス事業者に支払うことが適切であったということが判明したというところでございます。

○酒井（隆行）委員

今答弁いただきましたけれども、私としては納得ができないものであります。これについても詳しくやりたい気持ちはあるのですが、一言だけ申してきょうは質問をやめさせていただきたいと思えます。

ふれあいパスに限りませんが、やはり答弁がどんどん変わっていくというのは、これは通常の議会ではあり得ない状況だと思っております。特に今回、ふれあいパスについては、日付がころころ変わったりですとか、それから新たな事実が出てきたりですとか、決して透明な行政運営がされていないのだなという私の思いです。非常に残念な部分であります。本当にこの件については、まだまだ不明な点があるので質問はしたいのですが、きょうはやめて、我々自民党としては、この責任について市長、副市長の責任は非常に重いものと考えておりますので、次の行動をとっていくということだけ申し添えてきょうは質問を終わります。

○中村（吉宏）委員

今、我が党の酒井隆行委員から、ふれあいパスに関する本質問の答弁が違っていると。そもそもが本当に虚偽答弁であると、私も憤りを感じているところであります。きょうもこの予算特別委員会の開議がそもそも 4 時になったのはこうしたことが原因だったと。本当にこれから質問することについて、まともな答弁がきちんと返ってくるのか、非常に疑わしい状況ではありますけれども、いろいろ疑義があるものがございまして、質問させていただきたいと思えます。

◎中央バスとの関係について

まず今回本会議から予算特別委員会まで通して、このふれあいパスの一連の議論を聞いておりました。本当に小樽市のことを考えて協力してくれている事業者、中央バスに対して、大変失礼な市の対応だと私は感じます。

これについて、いろいろな議員の皆さんからも質疑がありましたが、やはり皆さん心配しているのは、今後の中央バスと小樽市の関係性、このふれあいパスも含めて、これから法定協議会等も結んでいくに当たって、関係性が維持できるのかということなのです。

この関係性を維持していく上で、一番重要なところは、トップである市長と中央バスの社長、中央バス全体との関係が構築できていない、崩れている。こういうところが皆さんやはり非常に不安なわけですよ。市長はころ合いを見て中央バスにお話をしに行くということですが、この関係改善はいつやるのか。どのような内容で話をしていくのか、説明してください。

○市長

恐縮ですが、いつというのは現時点では残念ながら決まっておきませんので、日付まで言うことはできませんけれども、今定例会が終わって、ころ合いを見てそういう機会が設けられたらというふうに思っているところでございます。

また、内容におきましては、もともとその認識のずれ等もありましたことから、それに対してのお互いの考え方を改めて確認し合うということが大前提になるかなというふうに思っておりますが、それとともに、今後における公共交通、小樽市内においての今これから法定協議会も立ち上げようというお話になってきておりますので、そのような観点はもとより、その他地域における公共交通における情報交換等が最終的に図られていけばいいのかなというふうに考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

相手あってのことなのです。公共交通の維持もしかり、ふれあいパスもしかり、今の答弁を中央バスの御担当の

方、社長以下皆さんが聞かれて、すんなりと、ああそうですか、わかりましたと、法定協議会への協議に応じたり、あるいはふれあいバスを含めて今後の小樽市との関係性を持続できると思われませんか。お答えください。

○市長

今は私自身が中央バスを伺ったときにどうするかというお話でお話しさせていただきましたけれども、その件はもとより、担当職員が事業者である方々とそのことにおいて一つ一つ確認しながら取り組んでいくということが積み重ねていければ、そういう関係性はしっかりと保たれていくのではないかなと思います。

○中村（吉宏）委員

いや、今の答弁、ではあとは原課の責任ですからと、私は何もしません、丸投げですというふうに私には聞こえました。ほかの方にもそう聞こえていると思うのですよ。あなたは小樽市の責任者として、あなた自身との交渉が決裂したからこそ、今こういう問題が生じていると。この問題について責任者としてどのように対応するのか、それを聞いているのです。もう一回お答えください。

○市長

どうしてそのように受けとめられたか私はわかりませんが、先ほども私自身、中央バスに伺ってというお話から始めていて、それに加え、さらに事業者と担当職員がというふうに答弁させていただいたものですから、その行動については先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。

○中村（吉宏）委員

こちらのほうこそよくわからないのですよ。仕事の進め方として、原課レベルであるいは向こうの担当の方とお話、協議を詰めていく場面と、責任者と責任者が話を詰めて物事を決定する場面と仕事はいろいろ構造があるので。そういう認識はありますか。

○市長

今、中村吉宏委員がおっしゃったような段取り、その認識もありますし、その他さまざまな方法もあるのかなと思います。

○中村（吉宏）委員

その認識をお持ちだということですがけれども、原課と中央バスの担当部署、ここの関係というのはしっかりと話し合ってきていると思うのです。今どこが問題かという、構造上で責任者対責任者のところで信頼関係が崩れている。これをどう構築するかだと思うのですよ。そうではないと意思決定できないのです。この部分どのようにお考えなのか、お示してください。

○市長

その点については、最初の答弁でお話をさせていただいております。機会を見て中央バスの社長にお会いし、認識のずれについて確認し合うとともに、今後における公共交通について話し合っていきたいということでお話をしているところでございます。

○中村（吉宏）委員

その時期を見て、折を見て、ころ合いを見て、私は市長就任当初、我が自民党会派に最初の定例会の議案説明をされにいらっしゃったときにこういうお話をしました。期限のないものは仕事ではないのです。いつまでに何をやるかが仕事なのです。それを決めることからもう仕事なのです。だからきちんと物事は期限を決めてください。もう覚えてないかもしれませんが、私はそれを申し上げました。それは多分守られていないからこういうことになるのだと思うのです。いま一度、議員が心配しているということは、市民の皆さんも心配していますよ。中央バスと小樽市はどういう関係になるのだろうと。この不安を払拭するために、せめていつまでにアポイントをとってお話をしに行くお約束をこちらから申し出るのか。それを今この場でお伝えください。

○市長

中村吉宏委員の持論として、その期限についてのお話をされた記憶は私自身も持っているところでございます。しかしながら、そのことをもって今回期限を決めてこの日にこういうふうにしなさいというふうに答弁しろと言われても、残念ながら現状におきましては具体的なアポイントがとれておりませんので、今この場において日付までお伝えすることはできません。

○中村（吉宏）委員

期限を定める、決めるというのは、私の持論ではありません。これは全社会人が常識的に認識していることなのです。大変申しわけないですけれども、そういう共通認識が持てない方とはお話しできませんので、私の質問はこれで打ち切らせていただきます。

○市長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

民進党に移します。

○面野委員

◎除排雪について

それでは、除排雪について、まず御質問させていただきます。

道路除雪等業務の登録要件の緩和を今年度から行ったわけですが、結果的に昨年と登録事業者数は変わっておりません。期待していた結果には結びついていない状態なのですが、原課から登録要件の緩和に関する資料を先日いただきました。その資料は、以前は市のホームページ上に掲載していたと報告を受けましたが、ホームページ以外での周知方法はどのようになさっていたのか、お示してください。

○（財政）契約管財課長

ただいま御質問いただきました、掲載した資料というのはA 4判 1枚の平成 29・30 年度小樽市競争入札参加資格審査申請の主な変更事項についてという資料だと思います。

この業者登録の周知につきましては、平成 29・30 年度の登録につきまして、昨年 12 月に告示した際、従来からホームページのほかに、市役所庁内への周知、それと報道機関への報道依頼、そして小樽建設協会初め建設業等の関係 8 団体に周知していますが、この 8 団体には変更事項についてのお知らせを含めて関係書類を郵送しております。また、4 月 1 日付の道路除雪等業務の登録件数が要件を緩和したにもかかわらず昨年度と比べ少なかったという状況なので、5 月 22 日に建設業等の関係団体以外の市内の団体など、さらに 8 団体 7 業者に変更事項についてのお知らせをするとともに道路除雪等業務の登録に係る登録申請の周知をお願いしたところでございます。

○面野委員

例年よりも相当な業者または組合、団体に周知を行ったということではあるのですが、今お話しされました登録要件また代表者要件の緩和も案で建設常任委員会で示されておりました。また、貸出ダンプ制度も昨年から引き続きことしも見直し案について提示されておりましたが、市長、副市長、原部と協議しながら作成しましたという答弁を私の代表質問ではいただいておりますけれども、私が質問した趣旨は、協議に入る前に誰が提案して、こういった協議になったのかということをお聞きしたのです。課題が提起されなければまず変更案の協議というものには発展しないはずだと思うのですが、これらの変更案を提起したのはどなたなのでしょう。

○（建設）雪対策第 1 課長

登録要件や代表要件の制度設計につきましては、登録業者や代表を担える業者数が将来的に減少することなどを想定し、将来にわたり持続可能な除雪体制を確立するために、これまでの業者のほかに新たな業者の登録が必要であるというふうを考えまして、また貸出ダンプ制度におきましては、生活道路の交通を確保するという制度の原点に立ち返るための制度の見直しを行っているものでございます。

いずれにつきましても、原部で制度設計を始めたものであり、その内容について市長、副市長とも協議を進めてまいりました。

○面野委員

それでは、登録要件に関しては事業者が昨年と変わらず、期待どおりの結果には結びついていないと思うのですが、さらに登録要件は緩和されるおつもりなのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

今回登録要件の変更をいたしましたのは、平成 29・30 年度の登録要件を変更したという形になりますので、少なくともこの 2 年間というのは登録要件を変更することはできませんので、今回の登録要件の変更にしまして、どのような推移が起きるのかというのはまだ始めたばかりですので、この 2 年間見きわめた上で次の 31・32 年度ということの登録要件について考えていきたいというふうに考えております。

○面野委員

これも代表質問での答弁なのですが、登録要件の緩和によるメリットはあるがデメリットはないと答弁されておりました。まるでこれはリスクが予測できていないのだなというような答弁だと受け取りましたが、そんなメリットしかないことをなぜ今までやらなかったのでしょうか。急に思いついたからやったのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、代表者要件や登録要件の変更ということにつきましては、将来的に登録業者であったり、代表を担える業者数が減少することなどを想定し、その将来にわたる持続可能な除雪体制を確立することが目的でございましたので、これにつきましては今回の平成 29・30 年度の登録要件の変更にあわせて、このことを踏まえた上で登録要件の変更を行いました。

○面野委員

それでは次の質問に移ります。

9 月 22 日新たに新規で登録された 4 社について、この中で代表者要件を満たしている事業者はありますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

代表要件は大きく分けて 2 項目ございます。そのうちの一つの業務主任を代表者から選定することができるというこの要件を満たす人間がいることは各業者想定はできますが、実際に選定できるかできないかということにつきましては、業者の事情があるので今私からお示することはできません。

二つ目の要件になりますが、本市の指名競争入札参加資格者名簿に記載があり、土木 A 1、A 2 ランクか、舗装総合評定 1,100 点以上、または経審の一構成要素でございます経営状況分析評点 Y、いわゆる Y 点に相当する点数が 700 点以上としております。このことについて、経審の結果を提出することが義務づけられています本市の指名競争入札参加資格者名簿に建設業関係で記載のある業者について調べましたところ、結果として、調べることができたのが新規登録された 4 社のうち 1 社のみでございますが、この 1 社に関しては Y 点が 700 点未満であること。また土木 A 1、A 2、舗装総合評点が 1,100 点以上ではなかったということでございます。

○面野委員

結果 1 社は代表者要件を満たしていないということですね。

それでは、登録要件の中に過去 5 年除雪業務を行っていることというのが条件とされていますが、この新規登録

4 社について公道の除雪の経験がある事業者はいらっしゃいますか。

○（財政）契約管財課長

契約管財課におきまして、登録申請の申請書の添付資料に基づいてお答えしたいと思います。その添付資料では除排雪業務の過去 5 年間に於ける各年の主な契約実績、1 年 1 件ということで最低限 1 件ということで記載していただいておりますが、除排雪作業内容の欄には路線名まで求めておりませんので、記載内容から判断いたしますと、新規の 4 社のうち公道の道路除雪の経験があると推定される業者は 2 社と思われま

○面野委員

ただ詳細はわからないということですね。

建設業以外でも過去 5 年公道の除雪の経験があるなしは関係なく、まず除雪業務を行っている業者、つまり自社で除排雪できる車両を持っていて、駐車場や自社の敷地を除排雪していた業者でもいいということになっていますが、道路除雪業務を初年度からもともと経験のある事業者と遜色のない業務が可能であるという認識で、こういった要件の緩和を行ったという考え方でよろしいのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

除雪作業の熟練度ということに関しますと、既存業者の中でも差がございますし、新規事業者がどのくらいの熟練度があるのかということにつきましては、具体的な指標等がないためにお示しすることはできませんが、今年度から登録要件を変更するに当たり、これまで建設業の一部の許可業者であることだけが要件であったものを除雪機械の保有、除雪業務を履行する能力、施工及び工程管理や成果品等の資料作成能力があることを柱とした要件に変更しており、これらの要件を満たした業者は除雪業務を行う上で一定程度の能力を踏まえているものと考えております。さらにこれらの登録業者は、地域総合除雪業務に参加する場合は、民間業者間の考えによる共同企業体の編成作業があり、その中には共同企業体として必要な機材やオペレーターを確保することも含まれており、登録時や共同企業体編成時に本市でこれらをチェックすることとしております。契約後においては実際の除排雪作業前、作業中、作業後において、道路状況、作業内容、作業の安全管理等についても市でチェックしてまいりますので、昨年度までの状況と比べても特に問題はないものと考えております。

○面野委員

それでは、既存の事業者の方と意見交換を行う機会がたびたびあったと思うのですが、その中で業者の意見で今回要件の緩和を行った内容の事業者が参入することについての意見というのはなかったのでしょうか。

○（建設）雪対策第 1 課長

説明会や今回の J V 編成の説明会等で出た意見としましては、どちらかといいますと登録要件に関して新規の業者が入って大丈夫かというようなことをおっしゃられる業者の方はいましたが、その業者も含めましてその説明会や J V 編成の説明会に参加した業者というのは、新しい登録要件のもとに参加している業者でございますので、その点については我々は一律一緒だというふうに考えております。

○面野委員

そういうことではなくて、以前にいろいろと事業者と意見交換を行ったことはありますよね。そのときに現在の新規の 4 社が決まったときのそういう意見交換ではなくて、以前の段階でということで、新規参入について意見はなかったのかということなのですが。

○（建設）雪対策第 1 課長

先ほど答弁させていただきました内容につきましては、J V 編成ですので、新規の 4 社が決まった後のことでございますけれども、それ以前に具体的に、代表者要件の変更等を示して説明会等を行ったことはございませんので、検討事項については説明会を行っておりますが、それも含めまして業者と突き合わせて具体的な説明会を行ったのは、昨年度の業務に対する反省であったり、今後の業務についての意見交換でございますので、今年度はそれを行

っておりませんので特にその辺については、聞く機会等はございませんでした。

○面野委員

それでは事業者の意見がなかったということなのですね、この登録要件の緩和に関しては。

次に、昨年の貸出ダンプ制度の変更についてなのですが、雪堆積場の利用制限についての検証、これについて代表質問の中で質問しましたが、答弁では、利用団体がみずからで排雪を行い負担増となった。次に、パトロール中に申請と異なった利用を 1 件確認した。そして三つ目に、利用団体からさまざまな意見が寄せられたと。このような大きく三点の検証結果というふうな答弁をされていたと思いますが、当初昨年懸念していた積雪量と事業費の整合性ということの問題視されていたのですが、これについては検証結果が触れられておりませんでした、なぜ答弁いただけなかったのでしょうか。

○（建設）白畑次長

降雪量と事業費の整合性ということでございますけれども、年度を追って平成 22 年度から 26 年度までで見いきますと、累計降雪量は 22 年度の 682 センチメートルから 26 年度の 585 センチメートルの間で横ばいか減少傾向で推移しております。

一方、事業費は 22 年度の 9,282 万円から 4 年間で累計降雪量に反比例するように右肩上がりに上昇し、26 年度では 1 億 5,784 万円に達し、22 年度の約 1.7 倍に膨れ上がっており、累計降雪量と事業費の整合性はないというような状況になっております。

これに対し、27 年度は累計降雪量は平年より 90 センチメートル少ない 495 センチメートルでありましたが、市がパトロールを強化するなど事業費は 1 億 497 万円となり、対前年度比 5,590 万円減となっております。

また、28 年度は累計降雪量が 501 センチメートルで前年とほぼ同等でありましたが、制度の見直しなどにより、事業費は決算見込みで 6,984 万円となり、対前年比 3,513 万円の減となっております。

現在、制度の見直しを進めている段階でありますので、累計降雪量と事業費の相関を明確にお示しすることはできませんが、この 2 年間は今後の実績を積み重ねることによって、累計降雪量と事業費の整合性を把握できるのではないかと考えております。

○面野委員

それでは、さらに検証について御質問いたしますが、昨年の貸出ダンプの利用団体を、延べではなく、実際重複しない団体数は何団体あったのか、お示してください。

○（建設）白畑次長

平成 28 年度の申請団体数は、これは申請を 2 回行っておりまして、1 回目の申請が 280 団体、2 回目に新たに重複しないで申請をしたのが 5 団体でありますので、実際に利用した団体数は計 285 団体となっております。

○面野委員

ちなみに平成 27 年度は押さえておりますか。

○（建設）白畑次長

1 回目は 300 団体の申請があったのですが、2 回目の実数は今把握できていません。

○面野委員

本答弁の中で、負担増となった利用団体があったということですが、この件数は把握しておりますか。

○（建設）白畑次長

お話として、雪堆積場を対象外としたことによりまして、それをみずからの費用でやったというお話は聞いていますけれども、正確な数は把握できておりません。

○面野委員

それでは、パトロールによって確認された申請とは異なった作業が 1 件あったということですが、この利用件数

が延べ何件あって、パトロールを何件行ってこの 1 件が発覚したのか、お示してください。

○（建設）白畑次長

平成 28 年度利用団体数は、延べで 426 団体であります。市のパトロールにつきましては、全ての箇所を実施しております。ただ現地に到着した時点で作業が終了しているケースもありますけれども、作業中の状況を確認できないケースはありますが、そのような現場の状況は確認しております。そういった中で、その 1 カ所の利用できないところを確認したということでございます。

○面野委員

全箇所のパトロールを行ったということなのですが、変更前の平成 27 年度にも市長の公約実現のためにパトロールという予算をつけていたと思うのですが、このときのパトロールはこの貸出ダンプ制度の利用団体、利用者に対するパトロールというのは行っていたのですか。

○（建設）白畑次長

平成 27 年度の、逆に言いますと 26 年度までは、全箇所ではなくて週 3 日程度の、3 日のパトロール、それから週末土日は行っていなかったと。27 年度からは平日 2 班体制、毎日。それから土日も 1 班体制であります。毎回パトロールをして、基本的に全箇所をパトロールするという体制になっております。

○面野委員

次に、利用団体からさまざまな意見が寄せられたというふうな答弁もありましたが、何件寄せられて、それほどのような内容だったのか、お示してください。

○（建設）白畑次長

こちらでは記録として把握している部分ではございますけれども、除雪懇談会や個別に寄せられた意見として 30 件ございまして、内容別に分類し直すと雪堆積場の関係が 71 件、集合住宅の関係が 4 件、その他が 5 件となっております。

寄せられた意見の内容としましては、最も多く意見が寄せられました雪堆積場の関係から申しますと、道路の雪しか堆積していないのに対象外にされた。道幅が狭く雪堆積場がどうしても必要である。利用者の経済的な事情に配慮していないといったことが寄せられております。

○面野委員

次に、今年度の貸出ダンプ制度の見直し案 5 項目について、7 月の除雪懇談会では全て掲載しなかった理由として、検討中だったからということでしたが、それらは、では、いつ検討が終わり、今年度実施するか、そうでないかを決定するのかをお示してください。

○（建設）白畑次長

今年度の見直しとしまして、建設常任委員会に示しました見直し案の 5 項目ですけれども、昨年度の御利用の手引に平成 29 年度以降の取り組みとして掲載しまして周知をしておりましたが、7 月の除雪懇談会時点では、決まっているものと決まっていないものがありましたので、お示しできませんでしたが、今後、今年度の御利用の手引を取りまとめ、11 月に市内 9 カ所で開催予定の除雪懇談会で周知してまいりたいというふうに考えております。

○面野委員

また 11 月の 2 回目にお知らせするということなのですが、7 月にもう第 1 回目を行うということは、これは毎年の開催であることなので、その時点でもわかっているのですから、やはりそれまでもう結果というか、やるやらないは決めて、昨年も意見でありましたけれども、そんなすぐ変更点を言われても対応できないなど、そういったようなことで団体からかなり苦情が入っていましたので、やはりその辺は不親切なのではないかなと思います。

それで、最終的に先ほど次長から御答弁いただきましたけれども、やはり雪堆積場が必要だとかそういった意見がある中で、またさらにことし、制度の変更を行う方向性というのは私は考えられない、本当に市民の声を無視し

たやり方なのかなと思いますので、ぜひ市民の声をしっかり聞いて、事業費のこともありますが、しっかりその辺、市民の声等もきちんと聞きながら進めていただきたいなと思います。

◎高島漁港区における観光船事業について

次に、高島漁港についてです。

先日の経済常任委員会の懇談会の中で、コンプライアンス委員会の報告について、この結果を事業者へ趣旨を伝えていないというふうなことで聞いておりましたが、現在事業者へは伝えられていますか。

○（産業港湾）管理課長

コンプライアンス委員会の調査結果については、観光船事業者と直接面談し、そのことを伝えているところでございます。

○面野委員

どのような反応でしたか。

○（産業港湾）管理課長

その際には、コンプライアンス委員会から出された調査結果の報告をそのとおり忠実に説明しただけでございましたので、特に是正措置等の話はできなかったものですから、特に大きなとか、それに対して特に意見等はなかったように記憶しております。

○面野委員

当該事業者は市長の後援会関係者の方だと聞いておりますが、この事業者はコンプライアンス委員会の報告結果を受けて市の是正措置の方法、またやはり後援会の方ですから市長を推しているわけですよね。そうするとその市長が自分を処分する、律するという発言も市長されていますので、事業者としても後援会としてもその動性はやはり気になっていることだと思うのですが、コンプライアンス委員会の報告があった後、市長は事業者の方と何かお話はされましたか。

（「きょう、たまたま連絡あったんですよね」と呼ぶ者あり）

○市長

実は本日たまたま連絡がありまして、それで問い合わせがあったものですから、私は直接、提案説明と同じお話を、また今担当からされたお話をあわせてしたところであります。

○面野委員

では、きょうまでは話はされていないということですか。

○市長

私から直接はお話はしておりません。

○面野委員

提案説明のようなお話と今ありましたけれども、具体的にどういうお話だったのですか。

○市長

議員の皆様提案説明するための資料をお渡ししていると思うのですが、それについての概略をお伝えしたということでございます。

（発言する者あり）

（「不親切だよ」と呼ぶ者あり）

（「教えて」と呼ぶ者あり）

○面野委員

それについて先方はどういう反応なのですか。

○市長

電話口でございますので、表情等の反応等はわからないところでありますけれども、ああそうですかということだったと私は受けとめているところでございます。

○面野委員

私も面食らっているところではあるのですが、まず、実際そういったやりとりは、市長は実際に提案説明ができる状態になったから、お話ししてもいいというような認識でいるのですか。

○市長

先ほどもお話ししたように、たまたまこちらに御連絡があったので、それに基づいてお話をしたところですが、このたび議員の皆様にご説明を終えた後だったということもあって、そのままこの段において何もお話をしないということにはならないと思いましたが、あるいは議員の方々からも直接事業者の方々からきちんと市長からも説明するべきではないかというお話もあったので、そのことも私の中に念頭にありましたから、結果このたびお話をしたというところでございます。

(「それがたまたまなの」と呼ぶ者あり)

○面野委員

またこれをやっているとどつぼにはまりそうなので、私の質問は終わります。

○林下委員

◎交通政策基本法について

まず、市長にお伺いしたいのですが、交通政策基本法の趣旨はどう認識されているのか、お答えください。簡潔にお願いします。

○（建設）小南主幹

交通政策基本法につきましては、行政が中心となり、まちづくりと連携し、綿密な交通ネットワークを再構築しなければならないということで認識をしております。

○林下委員

先ほど市長は北海道中央バスと認識のずれがあるというふうに言われましたけれども、こういうところの基本的な認識のずれというのはありませんか。

○（建設）小南主幹

今、法定協議会設置に向けて取り組んでおりまして、交通政策基本法の考え方については同じ認識だと考えております。

○林下委員

それでしたら、例えば小樽市として、この交通政策基本法に基づく地域協議会で、どのような方向性をもってこの協議会に臨もうとしているのか、もっと言えば重点的な項目というものはどういうふうに考えていますか。

○（建設）小南主幹

まず現在のバス路線につきましては、その路線について持続させるような形の取り組みをしていきたいと考えておりまして、今はバス路線がなくなるということはないような形で今後取り組んでいきたいと考えております。

○林下委員

私は確かにそういうことは非常に重要なことだと思うのです。今例えば後志地域の各町村でも地域の公共交通を守るために地域協議会を設置して、いろいろな取り組みをしているという情報もありますし、これはその地域によって非常に特色があるということは御承知のとおりだと思うのですが、小樽市にとっては人口減少あるいは高齢化の進捗というようなことがあって、例えば免許制度の変更だとか、要するに免許を自主返納しなさいとか、そうい

った動きに対する支援というか、そういったものが今回その公共交通にどういう希望をしていくのかとか、政策的に誘導していくのか、こういったことでありますとか、特に小樽市は 800 万人もの観光客が入ってきていると。そういったことに対するやはり政策的な取り組みもこの地域協議会では非常に重要な課題になるのではないかと私は思っているのですが、そういう認識はいかがですか。

○（建設）小南主幹

今おっしゃられたとおり、確かに高齢者が多いということで今回銭函地区でアンケート調査をやった結果でも、免許を持ってないとか自家用車がないということで、確かに公共交通の必要性というのは十分高いものなのかなと。そういう意味では、今ある路線については持続させていかなければならないと。

もう一方、今、観光客の話が出ましたけれども、今の人口減少の中、これだけ利用者も減ってきておりますので、今来ている観光客の方にいかにバスに乗っていただけるかという部分も、今後、利用増に向けての取り組みとして考えていかなければならないと認識しております。

○林下委員

そういった意味で、今回、小樽市が銭函地区のアンケート調査、あるいは他都市の調査を踏まえて、11 月には法定協議会を設置するというふうに繰り返し答弁をしてきましたけれども、この課題といいますか、方向性、北海道中央バスと方向性について共有はされているのですか。

○（建設）小南主幹

その都度、北海道中央バスには、例えば今回アンケートを実施するに当たりまして、アンケートの内容についても説明して、お互い情報を共有しているところでありまして、今回アンケート結果をまとめた部分につきましても、今後ですけれども、それについてもお互い情報を共有していきたいと考えております。

○林下委員

それでは、11 月には法定協議会を設置するというので、今の状況では大丈夫だという理解でいいのですか。

○（建設）小南主幹

現在、4 月からいろいろと他都市の事例だとか、バス事業者への意見交換等をやっております、ある程度いろいろな問題点、課題について認識しているところでありまして、11 月を目標に法定協議会を設置する準備を進めているところでございます。

○林下委員

◎除排雪について

それでは質問を変えます。

私の一般質問で、建設部長は除排雪に関して、昨年度の決算で 13 億 5,000 万円、平成 17 年度の大雪のときの排雪量が 100 万立方メートル、決算が 13 億円と少し。3 倍の排雪量で同じ金額。17 年度の 3 分の 1 の排雪量で同じ金額を支払っているというふうに答弁しておりますけれども、これは間違いありませんか。

○（建設）雪対策第 1 課長

決算額であったり、決算見込み額、また排雪に特化した排雪量ということにつきましては、このとおりでございます。

○林下委員

同じく建設部長が、人件費の高騰で市民の要望に応える排雪はできないというふうに答えていますが、地域総合除雪と貸出ダンプの契約単価はどう推移しているのでしょうか。

○（建設）雪対策第 1 課長

除雪費ということになりますと、その中核は委託料。七つの地域総合除雪業務であったり、中央ふ頭ほかの雪処理場管理業務でございます。そのほかにロードヒーティングであったり、そのほかさまざまなものが構成されて除

雪費ということになっております。

それで、一概に推移ということでの比較が、細かいものですからできませんが、例えば除雪費での中核を示します委託費の中の構成要素であります、機械を動かすためのガソリンということでございますと、平成 17 年度と 29 年度の補正予算を策定する上で使った単価を比較しますと、ガソリンにおきましては約 111%ということで、1 割ぐらい高くなっております。

また人件費は人の役割や資格等によってさまざまな人件費の金額というのが定められておりますが、これも 17 年度と 29 年度を比較いたしますと、特殊の運転手の金額でいきますと 24%増。実際に手として働いていただきます普通作業員、これで見ますと約 3 割増という形で、人件費は上がっております。

また、ロードヒーティングの電気料金ということなのですけれども、17 年度にかかったロードヒーティング、電気の部分の料金を調べることができませんでしたので、5 年前の 24 年度と 28 年度決算見込みでございますが、電気料金の比を調べてみましたところ、約 3 割上がっております。また、さらに 20 年度まで調べることができましたので、それと 28 年度の比を調べますと、約 5 割ぐらい上がっているという形で、いずれにいたしましても、人件費、電気料金、燃料等につきましては、17 年であったり、最近の 24 年度と比べましても増加傾向にあるということでございます。

○林下委員

そうしますと、今御回答があった中身を見ますと、おおむね 3 割程度の値上がりだということなのですけれども、やはり、どうも部長が答弁された 3 倍になっているということと、どこがその 3 倍になっているのかというところが非常に大きな問題だというふうに思うのです。少なくとも人件費でいきますと、例えば国の調査の世帯収入という部分で見ますと、世帯収入で 520 万円から 400 万円に過去 5 年間の数値を見ると低下している。低下しているのですよ。

それで、そういったことを比較しますと、この 3 倍というのは余りにも差があり過ぎると私は思います。それで、入札の基準単価はどのように査定されているのか。どの業界を見ても、今回いろいろ調べてみましたけれども、例えば J R の運賃だとか、中央バスの運賃だとか、貨物トラックの運賃だとか、どの業界を見てもそんなに上がっている業界は一つもないです。ですから、こういう査定がどのようにされているのか。その点について、明確にしていきたいと考えます。

○（建設）雪対策第 1 課長

先ほども一部答弁させていただきましたが、人件費につきましては、小樽市が除雪業務で採用している人件費につきましては、国土交通省と農林水産省で定めた主に工事用の人件費、その中には、特殊運転手という形で運転手、オペレーターの金額であったり、普通作業員、土木一般世話役という形で、現場を見渡す方というような形で、国土交通省で定めた金額を使っております。

また、ガソリンであったり、軽油であったり、そうしたものにつきましては、道であったり、国が定めたりというような形で、公的な単価を主に使っておりますので、その中でも人件費というのは上がっておりますので、これにつきましては、国や道の基準、定めたものに従って単価を公費で行っているということでございます。

○林下委員

申しわけないのだけれども、私は平均 3 割上がっているというのはわかりました。しかし、3 倍に上がっているというのはないです。ほかに例はないです。そのことだけは、はっきりしていると思います。

それで、市長は自分の公約に関していえば、冬場でも出かけられる除雪体制、この充実を市長は主張しているのですけれども、やはりこれだけ予算、いわゆる単価が上げられて、なおかつ市民の、貸出ダンプで言えば要望に応えられない。一方では、ずっとこれまで議論されておりますふれあいパスは、1 億 5,000 万円を上限に制度を維持する。これはやはり同じ考え方を見ても、非常に市長の政策にやはり矛盾が出てくると私は考えます。あるいは、

公共交通に関する認識が極めて低いのかなというふうに思います。

例えば、公共交通を維持するためにも、国は市が全額負担しなくても、市が負担する以上に国からいろいろな支援策というものがあるわけでありますから、そういったものをしっかり、小樽市としての法定協議会などを通じて取り組んでいく。場合によっては、例えば別な制度を利用してでも、やはり公共交通を維持していく、小樽の観光を維持していくためにも、そういう取り組みこそが今求められていると思うのです。ぜひ、そういう政策のアンバランスというものをしっかり認識していただいて、取り組んでいただきたいというふうに思います。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 41 分

再開 午後 5 時 53 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○秋元委員

◎ふれあいパスについて

それでは初めに、ふれあいパスについて伺います。余り細かく聞くつもりはありませんので、よろしくお願ひします。

まず、5月16日時点で地域福祉課からいただいた資料の中で、5月16日時点では中央バスの申し入れで、事業者負担の撤廃、または軽減するとされていて、この時点では負担割合が百ゼロという話ではなかったというふうに思いますけれども、こういう認識でよろしいですか。

○（福祉）地域福祉課長

5月16日時点の申し入れの内容ですけれども、事務折衝窓口となっている小樽事業部の方とお話をしたところで、この段階では交渉がなかなかまとまらず、現場としても何かを進めないとお互いが厳しい状況になるというお話もさせていただいていまして、その中で少しでも交渉を前進させるために、小樽事業部から撤廃または軽減ということで御提案をさせていただいたものであると認識しています。

○秋元委員

それで、その後なのですが、北海道中央バスに負担いただく具体的な金額、例えば20円を負担していただきたいとか、10円負担していただきたいとか、そういう具体的な金額について、どういうふうに誰が提示をして、協議を行ってきたのか。また、その際どういう議論があったのか。その点はいかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

5月16日の申し入れ以降、5月18日の庁内議論、そして5月25日、6月30日、7月3日の小樽事業部との協議の後、7月10日の副市長の札幌本部訪問までというふうになるのですけれども、具体的な金額というのは提示はされませんでした。小樽事業部からは、あくまで今年度からの減額ということではありましたが、市としては新年度予算が確定して事業が動いている中で、やはりこの部分、負担割合の変更というのは難しいと考えておりましたので、あくまでこの時点では平成30年度に向けて法定協議会の中で検討していくという方針でありました。

○秋元委員

それでは、負担の軽減を求められていながら、小樽市からは負担割合の軽減についての提案というか、提示というか、そういう交渉というのは、それはされなかったのですね。

○（福祉）地域福祉課長

こちらから具体的に金額を出したというか提示はしておりません。

○秋元委員

平成 26 年に 10 円軽減した経過があるということですがけれども、これが交渉なのではないですか。きっと、副市長が中心になって進めてきて、最終的には全額小樽市で負担しなければならなくなってしまったと。これは交渉ではなくて、要するにこれまでどおりやってくださいという、負担 30 円を押しつける話なのですよ。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

全く交渉できていないではないですか。交渉というのは、どうしても中央バスが経営的に厳しいのであれば、では 20 円負担できませんかと。それもだめであれば、10 円負担できませんかと。これが交渉というのではないですか。副市長どうですか。

○副市長

ただいま事業部とは、多分原課、原部サイドでさまざまな検討は進められていたと思います。そういう意味で、7 月 10 日に、前にも私答弁したと思いますが、常務とふれあいパスのことについてお話をしたいと申し入れたときに、そのときの私の気持ちとすれば、10 円、20 円の話はどういうところで折り合えるのかという交渉をするつもりで私は伺っておりまして、その話の前段に、一つはこれまで 4 月から事業が進められて、既に支払っていると。その支払っていることに関しての、何らかの覚書、書面をひとついただきたいと。これについて、お話をさせていただきたいということが、7 月 10 日のときの一つです。もう一つは、10 円、20 円の話はこれまでしたことありませんので、この辺の話をきょうの話の中で進めさせていただきたいということをお話しいたしました。

ただ、申し上げましたとおり、行ったところ、社長が同席ということの話になりましたが、私からきょう来た目的は、こういうことで申し上げますということで、この二つについて私からお話しした経過がございます。ただ、その際社長からは、そういうこともわかるけれども、私とすれば 10 円、20 円の話ではないのだと。こういう話で、その後話が進められたという経過でございます。

○秋元委員

具体的に、では 20 円中央バスに負担していただこうと、市の方針として決めて交渉に当たったのですか。市長もそういう話を知っていて、小樽市として交渉していたのですか。

○副市長

ただいま申し上げましたとおり、そのときはそういう下打ち合わせを常務としたいという気持ちで、私は伺っていますので、こちらから幾らで提案というよりは、向こうの腹づもりを、市は市の腹づもりを話し合いながら今後の展望を何とか見出したいと、そんな気持ちで 7 月 10 日に私は伺ったところでございますが、思った展開にはならなかった。向こうでは、社長の話で言えば、3 カ月も待ったと。きょうは何か提案を持ってくると思っていたところから、基本的に話がずれておりましたので、以降社長と今後の話を進める、そういう運びになったものでございます。

○秋元委員

いやいや、20 円という金額を負担していただこうと、まずはそういう腹づもりを持って、市長とそういう話をし、市の方針として交渉に行ったのですかということなのですよ。

○副市長

ただいま申し上げましたとおり、7 月 10 日のときには腹づもりを持っていったのではなくて、どういう接点を見

出せるかということの下打ち合わせ。常務と私の間でどういうこれからの接点を見出せるかというその打ち合わせのつもりで私は伺いました。ところが、そうでない展開になってしまったということでございます。

○秋元委員

だから、そもそも市としては、そういう腹案はなかったのですよね。10 円負担していただきたい。どうしても、20 円負担していただきたいのだという、そういう考えもなく行っていたと。それで3 カ月も待たせてしまったのだと。だから、向こうとしては、もうその 10 円、20 円を負担する状況ではないのだよと、そういう話なのです。

○副市長

私とすれば、10 円、20 円の話もその中でしながら、どういうところで折り合いができるか。それは 10 円になるのか、20 円になるのか、またはゼロになるのかわかりませんが、そちらの、私どもとしても、これまでは平行線だったものですから、この後の打開策としてどういう方法が見出せるかというつもりで対談に臨んだところでございます。

○秋元委員

だから、先方から3 カ月も待っていたと言われること自体が、もう大間違いなのです。最初から、もう既に交渉は成立していないのです。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

残念な交渉というか、交渉にも値しないですね。

今、市民の方々は一体このふれあいパスのことでどういうことが起きているのかわかっていないのです。これは報道でしか知ることができない。ただ、詳しいことはわかっていないのです。でも、そういう状況で今回は補正予算を計上されていますけれども、市長はこの状況で市民に負担をお願いするつもりなのですか。説明も、市民に対して謝罪もしない中で負担をしていただくと、そういうおつもりなのですか。

○(福祉) 地域福祉課長

市の手続に不備があったことは問題がありまして申しわけありませんでしたが、支出義務自体はあったものでありまして、現時点で市民にお知らせする会見だとか、そういうことというのは考えておりません。

○秋元委員

課長に答弁してもらったことではないのですけれども。

では、森井市長就任後、個人情報誤送付、介護サービスの過払い、納税証明書のふぐあい、ケースワーカーのわいせつ事件、こういうものがありましたよね。その都度担当の部長の方が緊急記者会見を開いて、説明と謝罪をしておりました。今回の例えば高島漁港区での件もそうです。また、今回のふれあいパスのこともそうですけれども、法令に違反しているのです。そういう指摘がされているのに、市長は自分に責任があると言いながら、一切市民に説明していないのです。

市長が記者会見を開いて、しっかり経緯を説明して、謝罪をするべきなのではないですか。その上でふれあいパスについては負担を求めるべきなのではないですか。それもなく負担を求めようなんて、こんないかげんな話はないのです。どうですか。

市長しか答えられないと思いますけれども。

○委員長

記者会見の話とか、負担の問題とか、市長いかがですか。

○市長

この案件においては、今、原部からお話があったように、記者会見等は今予定はしていないところでございます。

この件におきましては、このように議会の中で皆様から御質問を通してお話をすることも、一つの市民の皆様へ

の伝達であると。皆様もよくお話があるように、自分たちの後ろに市民の皆様がいらっしゃるということでお話がありますけれども、この議会における説明もその説明責任の一つであると認識をしているところでございます。

○秋元委員

そんな都合のいいときだけ議会を利用しないでくださいよ。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

これは、市長、副市長の大失態なのです。そのツケを市民に負担させるのですから、当然市長が説明をして謝罪すべきなのです。それができないのであれば、それをしない理由。議会は関係ないですよ。私たちは自分の後ろにいる人たちに、しっかり今の状況を説明していますから。

ただ、私たちが説明すること以上に、市長が直接説明するほうが市民の方々はしっかり理解できるのですよ。だから、自分が間違ったことをしたのですから、失敗を犯したのですから、しっかり説明して謝罪する責任があるのではないですか。それが責任のとり方だと。まず一つ、第一義的に。それから出発なのです。それをしないで、どんな責任をとると言っているのですか。まずはしっかり市民に対して、説明と謝罪の会見をするべきだと思いますけれども、もう一度答えてください。

○市長

繰り返して恐縮でございますけれども、先ほど原部からお答えさせていただいたように、この案件において、現時点で記者会見等は予定していないところでございます。

また、議会の中において、やはり説明するというにおきましても、市民の皆様には伝達をしている重要な機会であるというふうに思っておりますので、その中でこの間においてもずっと御説明をさせていただいたところでございます。

(発言する者あり)

○秋元委員

自治基本条例、市長も読んでいますけれども、第3条です。「市民、議会及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、情報を共有することを基本とします」と。何が起きているのか、市民の方々、わからない方たくさんいるのですから、しっかり説明すべきなのです。

また、情報の提供、第5条「市は、市民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する必要な情報が生じた際は速やかに、わかりやすく市民へ提供するよう努めます」。まさに、まちづくりに深くかかわる問題です。高齢者の方々が生きがいとして、利用されるふれあいパス事業ですから。また、観光船事業もそうですよ。だから、しっかり情報を提供して説明すべきだと、謝罪すべきだと言っているのです。

もう一回、この自治基本条例の趣旨も踏まえて答弁してください。

○市長

情報の提供、情報の共有の仕方というのは、いろいろな手法があるのかなと思っております。その一環として、この議会において説明をさせていただくことも非常に重要な手法であるというふうに思っておりますし、あと、今ふれあいパスの案件だけではなくて、高島のことも含めて御質問されたと思っておりますけれども、その案件におきましては、改めてその責任のとり方として、条例案等も上程させていただいているところでございます。

それも含めて、当然に皆様に提案説明をし、それを通して報道等で皆様にお伝えをできると思っておりますので、そのさまざまな情報提供、情報共有の仕方を考えながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○秋元委員

しつこく質問してもわかっていただけないようなので、私は情報提供の一つとして、記者会見をしたほうが早いと思うのですよ。だから、そういうふうに言わせてもらったのです。ただ、そういうこともわからないようなので、次の質問に移りますけれども、問題が多過ぎて、終われないのですよ。

◎小樽港港湾計画について

次に、小樽港港湾計画について。きょうは資料要求しております。

この港湾計画については、小樽商工会議所と小樽港湾振興会から要望書が提出されていますけれども、この概要について説明してください。

○（産業港湾）事業課長

今回、港湾計画改訂作業の一時中断についてということで、ことし 8 月 31 日に小樽港湾振興会、そして 9 月 1 日に小樽商工会議所へ、それぞれ中断に関する説明を行ってきたところでございます。その後、9 月 14 日付で双方から小樽市への要望書ということで提出されましたけれども、この概要について御説明させていただきたいと思いません。

まず、小樽港湾振興会からの要望でございますが、小樽港の取扱貨物量が減少している中、小樽海岸の流通拠点といたしまして、港湾整備そして規模の拡充、このほか防災機能の向上が急がれているという中で、港湾計画の改訂作業を中断することにより、港湾整備の停滞となり、新規貨物の誘致はもとより、立地企業の競争力の低下、そして撤退を招きかねないために、港湾計画改訂作業を中断することなく継続してほしいといったもの内容となっております。

次に、小樽商工会議所からの要望書についてですけれども、これも同じく取扱貨物量の減少に起因する、やはり港湾計画の改訂作業の中止は理解できない。そして、この取扱貨物量の減少を大きく捉えるより、むしろ観光の側面を盛り込む。こういったことを含めて、これまでの議論を積み重ねた港の有効活用に資するべきであるということで、この改訂作業を中断して港湾整備を停滞させることは、同じく国内外の競争力の低下、そして関連業者の撤退などが想定されるということで、これも同じく改訂作業の継続と、そして早期改訂及び港湾整備の推進を要望するといったもの内容となっております。

○秋元委員

それで、この二つの要望書に対して、市長はどういうふうに感じていますか。

（「市長に。課長に聞いても仕方ないから」と呼ぶ者あり）

○委員長

市長に聞いておりますが、いかがですか。

○市長

それぞれの、商工会議所と小樽港湾振興会の考え方、思いについて御提示をされているというふうに思っておりますので、その考え方をお持ちなのだということについて、私自身も把握し、感じているところでございます。

○秋元委員

どう思っているかと聞いているのですよ。感じているところとは、何を感じているのですか。

○委員長

どう思っているかと。

（「要望を受けてどう思っているか。私がということですか。彼らがどう思ってるのか」と呼ぶ者あり）

（「だから、市長に聞いているのですよ。市長がどう思っているかって聞いているのですよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

市長が考えるのですよ、要望を受けた。

○市長

それぞれの機関が、そのようなお考えがあるということについて、私自身これについて感じたところであります

けれども、今先ほど担当からもお話がありましたが、やはりこの案件において、それぞれの機関に説明をさせていただき、市としてはよりいい計画をつくるために必要だということでお話をさせていただいたところがございますので、その点についてそこまでの深く御理解をされなかったということにおいて、これを見て感じたところではございます。

○秋元委員

いやいや、また相手方のせいなのですね。理解されないのは相手方が悪いみたいな言い方ですけども。市長も何ていうか、いや、わかりました。

次に行きますが、千葉委員も先日質問しましたが、これまでこの港湾計画改訂に投入された人件費、事業費の合計は幾らでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

長期構想策定と港湾計画改訂に要しました人件費と委託料について、述べさせていただきたいと思います。

まず、人件費につきましては、平成 22 年の港湾計画の改訂の表明後、24 年から 1 名、そして 27 年から……

（「人件費と、あと事業費の合計だけでいいです」と呼ぶ者あり）

合計だけでよろしいですか。

人件費と業務の委託料の合計につきましては、7,938 万 972 円となっております。

○秋元委員

先ほど市長も、先日の千葉議員の質問のときにも、よりよい港湾計画をつくっていくのだというふうに言われていましたけれども、よりよい港湾計画とは何ですか。

（「市長に聞いている。市長が答弁したのでしょうか、さっき。課長ではないですから」と呼ぶ者あり）

○委員長

よりよい港湾計画について、市長の考えをお述べください。

（「何でここで黙っちゃうのかわからないのだけれども」と呼ぶ者あり）

（「答弁者選べるんですか」と呼ぶ者あり）

（「市長が発言したことに質問してるんですよ」と呼ぶ者あり）

市長が発言しているから。

（「港湾計画は、今まで原部でも、私もずっと答弁してきていますから。私のみならず」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

市長の考えを聞いていますので、お答えください。

○秋元委員

よりよい港湾計画というのは、今まさしく市長が言われたことです。だから、それについて聞いているのですよ。ほかの人は答えられないです。市長が答弁したことですから、答えてくださいよ。

○市長

今までもお話しさせていただいておりますけれども、現計画をこのまま進めてしまいますと、縮小傾向に陥らざるを得ない。そのような状況は、やはりこれからの港湾を小樽市として発展させていくためには、やはり余り望まない状況だというふうに認識しております。ですので、将来ビジョンをしっかりと想定して、その将来見込み等も含めて、しっかり設定した上で行っていくことが、港湾計画として、港湾の発展に結びついていくというふうに考えておりますので、その観点において、現在の進め方よりもよりよい計画になるというふうに考えているところがございます。

○秋元委員

何だか全く理解できないのですけれども、先ほどの要望書の中でも指摘がありましたが、これはもう小樽市だけの話ではなくて、全国的に貨物量というのは減少傾向になっていくのですよ。市長、しっかり読んでください。市長が受けている要望書ですよ。そういう中で、小樽市だけではないのです、貨物量が減っていくのは。そういう現実も踏まえて計画をつくっていかねばならないということなのです。わからないですかね。

次に移りますが、市長きちんと聞いてくださいね、今回小樽市が中断するという決断をしましたけれども、これまでかかわってきた方々と、要するに協議なり議論なりしないで、庁内会議だけで決めましたよね。だから、こういう要望書が出てきているのですが、なぜ、これまで議論していただいた方々と一緒に議論をして判断しなかったのですか。それをまず伺いたいと思います。

(「誰が答えるんですか」と呼ぶ者あり)

○委員長

時間ももう遅いので、速やかな答弁をお願いいたします。

(発言する者あり)

(「なんで黙ってしまうかわかんないんですけど」と呼ぶ者あり)

○(産業港湾)事業課長

今回の改訂作業の一時中断につきましては、庁内会議で物流を柱にすることですとか、現実的な内容にするといったことが決められましたけれども、こういった方針のもとで長期構想の策定を行うということが示されまして、私どもといたしましても関係機関からいろいろ御意見をいただきながら、最終的に中断ということに対して市が判断したところでございます。

確かに、今回、小樽商工会議所ですとか小樽港湾振興会からは、改訂作業の継続ということで要望書をいただいたところでございますけれども、やはり私ども、今後の小樽港につきまして、現状と課題、こういったものを踏まえまして、将来像の目標を明確にしていくといったことで考えておりますので、この段階で基本理念を策定いたしまして、その上でできるだけ早期に港湾計画改訂作業の早期再開に向けた作業を行うことがやはり重要であるということで考えておりますので、港湾業界の方々には、改めて丁寧に説明した中で御理解を求めていくということで考えているところでございます。

○秋元委員

少し違うのですよ。だから、そういうかかわってきた方々と一緒に議論をして、なぜ中断という判断にしなかったのかという、その理由を伺っているのです。

(発言する者あり)

○(産業港湾)事業課長

今回につきましては、あくまでも庁内会議で方針が示されたものですから、それをもって業界の方とお話しさせていただくということで、相談した上で決定したものではありませんので、あくまでも庁内会議で決定したというところでございます。

(「それはだめだろう」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

だから、そういうことを聞いているのではないのです。そういうところもしっかり議論して決めなかった理由を聞いているのです。

市長は質問どりにしていますかと、先ほどから一生懸命言っていますが、委員会の質問というのは、そういうのは関係ないのですよ。わかっていますか。そういうのをしっかり踏まえて、市長が答えれば済む話なのですよ。

○委員長

お答えください。

黙ってはいけません。答弁してください。

(「黙ってるってのがよくわからないんですよ。なんで黙ってしまうかな」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○市長

今までも説明させていただいておりますけれども、今回このような中断という判断に至ったことは、今回今まで進めてきたこと、よりよい環境づくりをするために取り組んだところでございます。ですので、その判断を後ほどそれぞれの機関に対して説明をすれば理解いただけるというふうに認識をしていたので、事前において中断することを相談の上で判断するというにはならなかったというところでございます。

○秋元委員

いや、何か失礼な話ですね。今、説明すると言っていましたけれども、既に要望書が出て、中断しないで続けてくれと言っているのですよ。これは説明して受け入れられますか。やることしっかりやらないから、こういうことになるのですよ。誰がこういう判断をしたのですか。庁内判断だけで決定するという、誰が判断したのですか。

○市長

最終的な判断は、私でございます。

○秋元委員

信頼関係、また失いますよ。説明するといっても、理解できるわけではないではないですか。理解できないから、中断しないでほしいと要望書が出てきているのですよ。どうしますか。無視しますか、この要望書。市長答えてください。

○市長

無視はするつもりはございません。しかしながら、今までのとおりに進めていても、これからの港湾計画が縮小傾向になり、結果、港湾関係者であったり、商工会議所の方々が納得できないような計画になりかねないという懸念からお話をしておりますから、その要望を受けましたので、改めて今後よりよい計画にするためだということを理解していただけるように説明をしていかなければならないと思っております。

○秋元委員

いやいや、納得できない計画と、もう既に今納得できていないのですよ。言っていること全くおかしい話です。

(「そうかな」と呼ぶ者あり)

市長がそう思っていないだけです。それで、小樽港湾振興会から先日千葉議員が指摘していたとおりのことを言われているのではないですか。小樽港を取り巻く状況がまことに厳しい中、喫緊の課題である港湾整備の停滞は、新たな貨物の誘致はもとより立地企業の競争力低下、ひいては小樽港撤退を招きかねないことが想定されますと。中心になっている方ですよ、小樽港の港湾振興に。商工会議所も同じようなこと言われていますよ。認識が甘いのではないですか。

○市長

やはり港湾計画は一度つくりますと、毎年作り直すという計画ではございません。いわゆる長期にわたって継続して続けられる計画ですから、やはりその計画をつくるに当たっては慎重に期すというのは当然のことだというふうに思っております。

ですので、先ほど来からお話ししているように、よりよい計画にするために少しその時間を要するというところでございますから、最終的にその方々に対してもそのことをきちんとお話し、いい計画ができるということになれば、皆様御理解されるものだというふうに思っているところでございます。

(発言する者あり)

○秋元委員

では、市長に聞いてもわけわからないですから、原課に聞きますけれども、今、一度中断をしてこの要望書を結果的に無視する形になったとして、今まで議論されてきた以上にいい計画になる、この裏づけというのはあるのですか。

○(産業港湾)事業課長

今、平成 9 年から港湾計画、改訂いたしまして、約 20 年が経過しているわけでございますけれども、やはりこれまでの間に小樽港を取り巻く情勢というのは、かなり大きく変化しているということで、現在、現状を踏まえた中での港湾計画を改訂いたしますと、やはり単なる縮小計画になるということで、やはりこれまで長期構想、港湾計画改訂で皆さんが期待されている例えば物流の振興ですとか港湾整備、そして第 3 号ふ頭若竹地区の観光資源としての活用ですとか、また防災機能の強化ということで、これについてしっかり盛り込んでいくことが、やはり今の小樽港の発展に向けたよりよい計画になるのではないかと考えています。

○秋元委員

そういう盛り込む計画をつくるという話ではないですか。なので、中断する必要はないのですよ。言っていることめっちゃくちゃなのですよ。事業課長も苦しいところでしょうけれども、そう思いませんか。だから、議論したいと言っているのですよ。商工会議所も小樽港湾振興会も進めてほしいと言っているのですよ。進めればいいではないですか。議論すればいいではないですか。何でそれをやめてしまうのですか。

市長がリーダーシップを発揮してとめているのですが、全くおかしな方向に進んでいっていますよ。小樽市議会、小樽商工会議所、北海道中央バス、次は何ですか、これ。こういう港湾関係の一翼を担っている方々の信頼も失うつもりなのですか。そういうことでいいのですか、本当に。全く無視する結果になるではないですか。進めてほしい、議論しようと言っているのに。なぜそれがわからないのですかね。課長が言うように、そういう課題があるから議論して進めればいいのですよ。もう一度、答弁してください。

○市長

今の質問を聞くと、やめるとか、議論をしないというふうに指摘をされているように聞こえますが、そのようなことは一切ございません。当然議論はしていきますし、やめるとも一言も言っておりません。よりよい計画をつくるために、少し時間を要すると言っているのですから、その観点においては、その質問の意図が私の今まで市として、担当職員も含めて答弁したこととその指摘が重ならないものと思っております。

○秋元委員

今議論してはだめなのですか、では。今議論はできないのですね。できない理由は何なのですか。それをまずしっかり示してくださいよ。

○市長

ですから、よりよい計画をつくるために将来ビジョンを一度設けるということで、その時間を要するというお話をしているわけでございます。ですから、その将来ビジョンをつくっていくに当たって、もちろん担当職員が中心になって取り組んでいきますけれども、それに基づいてさまざまな方々と議論をするということは、当然これから考えられると思います。

○秋元委員

いや、いいです。これはまた経済常任委員会でやりますけれども、全く後退していく話です。計画の後退ですよ。市長は全くわけのわからない話をしていますが、しっかりと小樽港の発展を担ってきた方々の意見を無視するというで私は理解しました。

◎高島漁港の観光船事業について

では、次に高島漁港の観光船事業について伺います。初めに、市長がそういう顔をしていますから最初に聞きまされども、高島漁港区で今回市長の後援会関係者が観光船事業を行うに当たって、不適切な、違法な許認可を小樽市はしました。この事業者の所有する土地に、森井市長と唯一の与党議員の方、またいつも辻立ちをしている 2 名の方々の後援会看板が設置されていましたが、コンプライアンス委員会から条例違反の判断がされた後に取り外されています。どういう経緯でこういうことになったのか、まず伺いたいと思います。

○市長

その点の経過については、私は教えていただいた範囲でしかありませんので、具体的な説明にまで至るかどうかわかりませんが、その看板の設置においては応援するからということで設置いただいたと聞いております。しかしながら、基本的に看板は後援会事務所、いわゆるそういうところに対して設置するものという御指摘があって、結果的にそこに土地であって建物が何も、人もいないところだということもあって、撤去せざるを得ないというふうに判断したということで、私自身はそのことについて伝え聞いたところでございます。

○秋元委員

それは、コンプライアンス委員会からの条例違反の判断があった後なのですけれども、それとの因果関係というのではないのですか。

○市長

それについては全く関係ないと聞いているところでございます。コンプライアンス委員会のことがあったからということではなくて、選挙管理委員会からその御指摘があって、結果的にそれを外した。たまたまそれがそのタイミングだったのではないかなと思います。

○秋元委員

選挙管理委員会から指摘があったということなのですね。

今回、高島地区で市長の後援会関係者が違法な許可を受けたと。それは市が許可したのですけれども、結局市長後援会関係者が関係する観光船事業に便宜供与を与えることにならないかということは当初から指摘されていましたが、市長が好きな便宜供与という言葉の意味からすると、まさしくそのとおりなのですけれども、それについて市長はどう考えますか。

○市長

恐縮ですが、今の質問の趣旨はわかりませんが、許可を出すにしても、または今後は正措置をするにしても、相手方がそれに所属している、後援会にいる、どなたかの、誰かを応援している、そのようなことは市としては全く関係ありません。許可においても、その要件に従って整っていれば出しますし、当然是正において問題点がありましたら、誰であってもそれに対応する。これは市のスタンスとして当然ですので、その便宜供与という言葉において、私自身は何の考えもございません。

○秋元委員

違法な許可を出したということは便宜供与なのです。市長、言い逃れできないのです。そういうことなのです。

それで、最後の質問に行きますけれども、今回本当は行政行為の瑕疵について、以前もこれは議論させていただきました、総務課長と。核心のところに行きたいと思いますが、行政行為の瑕疵というのはどういうものなのか、説明してもらえますか。

○（総務）総務課長

行政行為の瑕疵と申しますと、法令上の要件に適合していない行政行為を行ったということが瑕疵と言えるかと思えます。

○秋元委員

それで、今回の私の一般質問への答弁で、今回の問題は港湾管理者の瑕疵であるという答弁をいただきました。

これはまさしく無効な行政行為というふうに捉えてもいいでしょうか。

○（総務）総務課長

無効な行政行為と申しますと、例えば事実無根の非行を理由とした公務員の免職処分があったとか、そういったことになるかと思うのですけれども、私どもとしましてはこのたびの、確かに条例違反が指摘されてございますが、違法イコール即無効となるわけではないというふうに考えておまして、判断としましては、現行における従事者の利用が見込まれるということで、拡大解釈したということで私どもそういったことで手続上の瑕疵があったということは認めているところでございますけれども、それに当たって、無効にするに当たっては、やはり適法だと思っ
て、信じて相手方がいるわけですから、その許認可を受けているわけですから、そういった利益も保護しなければならないという法の精神もありますので、そういったことも十分加味しながら、これからの是正措置にも関係することですので、考えていかなければならないということで考えてございます。

ただ、繰り返しになりますが、違法イコール即無効ではないということで考えてございます。

○秋元委員

苦しいお話ですけれども、重大かつ明白な瑕疵なのです。これは違法だからですよ。それ以上の重大かつ明白な瑕疵というのはないのですよ、違法以上の。だから、まさしく行政行為の瑕疵なのですね。だから、想定される是正措置というのはおのずから決まってくると思うのです。ただ、許可の取り消しなどをした際に、私、本会議場でも市長に言いましたが、訴訟になった場合には市長は心配御無用だというような話をしていたので、私は、では心配しなくていいのであれば、訴訟になった場合は市長にその訴訟費用も、もし賠償の必要があればそれも市長が負担すべきだというふうにお話ししましたが、市長は、訴訟が起きた場合にどうするかということでありますけれども、それはどのような状況で起きるのかということを残念ながら具体的な想定を全くなされておられませんので、現状においてはお答えしようがないと、こういう答弁でした。本当に想定はされていないのですか。総務部だったり、産業港湾部でこういう想定はしていないのですか、本当に。

○（産業港湾）管理課長

確かに、是正措置が事業者に対して不利益処分となった場合には、損害賠償等が発生することは想定されるころではございますけれども、適法な手続のもと、具体的な是正措置が決定した上で対応していかなければならない問題であると認識しているところでございます。

（発言する者あり）

○秋元委員

何を言っているかわからないです。それはそうなのです。それはそうなのだけれども、だからといって本当に想定されてないのかということか、想定しているのですね。訴訟になるということも想定しているということですか。

○（産業港湾）管理課長

今、具体的には是正措置をどう講じるかというのはまだ決定していないわけですが、どのような措置によるかによっては賠償の内容とかも変わってくるとは考えられますが、一応そういう損害賠償が発生するとは考えております。

○秋元委員

市長の答弁は、現在でも、今の課長の話を聞いても変わらないですか。心配は要りませんと。心配不要ですと。そういうことでいいですか。

○市長

今までもお話ししてはいますが、それに基づいて具体的などのようなものが出てくるのかということは、現状においては不明確な状況なので、それについて今まで答弁できないということをお話をしてきているところで

ざいます。それについては、私自身当然責任を持ってしっかりとやらなければならないというふうに思っておりますので、その考え方そのものにおいては何も変わってはおりません。

○秋元委員

それでは一切の訴訟が起きた場合の責任と費用は市長負担でお願いしますと。私は一銭たりとも市民の税金を使ってここに当てることは、議決が必要になった場合ですが、私はそういう可決というような議決は一切しませんので、市長が責任を持って対応していただきたいとこのように思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 6 時 41 分

再開 午後 6 時 54 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号平成 29 年度小樽市一般会計補正予算に対し、否決を主張して討論を行います。詳しくは本会議で述べますので、簡潔に行います。

今回の補正予算には、反対の理由にはしないものの一言注意を述べさせていただく予算があります。

一つ目は、ふれあいパスの予算です。制度の存続のためには、今回の予算措置は当然です。しかし、予算措置をしなければならない状況をつくり出した原因は市長の言動にあることも今定例会で明らかになりました。今後バス事業者との話し合いと、信頼回復に努めることを求めます。

二つ目は、総合計画審議会の審議会委員についてです。委員会審議では、総務常任委員会での議論を踏まえて構成については検討するということでしたので、今回の予算は委員数をふやす予算のみの判断を行います。委員構成については再考を求めます。

反対する予算は除雪費です。貸出ダンプの予算を削減した上に、排雪抑制の予算となっています。市長が公約していたきめ細やかな除排雪とは言えず、公約違反の予算であり、公約に沿ってきめ細やかな除排雪予算にして提案し直すべきです。

以上、各会派の賛同をお願いし、討論といたします。

○横田委員

自由民主党を代表して、討論を行います。

今定例会に付託されました議案第 1 号平成 29 年度一般会計補正予算には、ふれあいパス事業費 2,670 万円が上程されております。この内容が議会に示されたのは、8 月 21 日でした。3 月に北海道中央バスから事業者負担の軽減を求められ、副市長をキーマンとして各種折衝交渉が進められていたにもかかわらず、議会には一切の説明も経過報告もなく、しかも北海道中央バスとの協定書の締結なしに支払いを執行しているなど、根拠なしの不適切な行政運営がなされました。驚いたのは、年度ごとに協定書を締結することを知らなかった。前年に協定書に押印決裁したけれども、年度がわりの決裁文書が多い中で失念していたと、まるで、認識していなかったのではないかとられるような市長の発言は、行政の長として口にしてはならないようなことを胸を張って答弁されました。

そうしたことを横に置いて、説明からわずか十数日後の第 3 回定例会で可決を求める提案をしてくるという議会

を根底から軽視し、あるいは無視した暴挙に出てきました。こうした稚拙な予算提案手法は、議会として当然理解することや、納得することはできません。本来ならば、否決して出し直しを求める。あるいは、継続審査として議論を深めるというようなことになるのでしょうかけれども、本補正予算には、ふれあいパスのほかに除雪費や他の予算も含まれており、市民の生活の確保、ふれあいパス事業に協力をいただいている北海道中央バスへの影響も考えると、自民党としてはじくじたる思いで可決することを選択いたしました。

今後、予算の提案に当たっては、いやしくも議会軽視などと指摘されることのないように、細心の注意を払っていただくことを強く要望して討論とします。詳しくは本会議で述べます。

○林下委員

民進党を代表して、議案第 1 号ないし第 6 号に対する可決の討論をいたします。

今定例会本会議や予算特別委員会において、平成 29 年度小樽市一般会計補正予算のふれあいパスに関連する質疑では、北海道中央バスからの申し入れに対する不誠実きわまりない市長の対応や庁内の手続・手順の不備による違法性などが繰り返して指摘されてきました。この責任は、全て市長の本事業に対する認識の軽さ、議会への隠蔽とともとれる報告の遅さ、担当職員への責任の押しつけにあることは明確であり、本来であれば否決が当然と思いますが、否決された場合には市民生活に重大な影響を及ぼすことや、ふれあいパス制度の維持に多大な御支援と、小樽市行政全般に御協力をいただいていた北海道中央バスに対する負担の軽減と信頼関係の構築は欠かせないと判断をいたしましたところ です。

除雪予算についても、不可解な除排雪事業者の資格要件の変更や、これまで市長がこだわり続けてきた J V 構成員の変更など、まだまだ解明すべき課題は数多く浮き彫りになっておりますが、この時点では除雪に関する補正予算の市民生活への影響を考え、苦渋の選択として議案第 1 号ないし議案第 6 号は可決とする討論といたします。

各会派の御賛同をお願いし、討論といたします。詳しくは本会議で述べさせていただきます。

○千葉委員

公明党を代表し、議案第 1 号平成 29 年度小樽市一般会計補正予算について、可決の立場ではありますが討論いたします。

今定例会に上程された補正予算には、ふれあいパス事業費が 2,670 万円計上されています。これは、10 月から市の負担を 70 円から 100 円に見直すため、事業費を当初予算に上乘せするものです。代表質問でも述べましたが、この負担割合の見直しは余りにも唐突であり、利用者負担はふえないものの市民負担がふえることにつながります。ましてや、そのような重大な協議が事業者と継続的に行われていた事実を議会に示さないまま、その対応策や新たな制度に向けた議論を深めることもなく、今定例会に補正予算を計上したことは議会の役割を無視するものです。

また、我が党の斉藤議員の指摘により、バス事業者との協定書がないまま本年 4 月から支払いをしてきたことは、小樽市契約規則に違反することが明らかになりました。支払いの根拠も示すことができず、法律や規則の曖昧な解釈のもとで事務が行われたことは、地方公務員としてあってはならないことであります。

さらに、この負担割合の見直しに至った経緯の議論の中で、20 年もの間ふれあいパス事業に御協力をいただいていた北海道中央バス株式会社との信頼関係を損ねた市長の認識の甘さ、ずれ、ほとんど失望いたしました。そもそも、副市長のバス事業者との交渉も、ふれあいパス事業の歴史、制度の内容をよくよく理解されて行ったのかも疑問さえ残る答弁ばかりであったように感じます。

しかしながら、本議案を否決することで市民に多大な御心配や不安を与えることは避けなければなりません。また、制度継続に向け、ふれあいパス事業に係るバス事業者とは、信頼関係のもとで今後の制度継続に向け協議を続けていくことが重要であると結論をいたし、可決といたします。

以上、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 1 号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、面野副委員長を初め委員各位の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くせませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。